

平成二十五年八月十二日付け広島県報（号外）第七十六号に登載の広島県規則第四十四号（広島県収入証紙の廃止に伴う関係規則の整備及び広島県収入証紙の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴う経過措置に関する規則）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

ページ	行	誤	正
六	後ろから八から	次のように第三条 広島県税事務取扱規則（昭和三十五年広島県規則第九十二号）の一部を次のように	次のように